令和８年第１０回青森市教育委員会定例会　会議録

１　開会日時

令和８年１０月２０日（火）　１４時００分

２　閉会日時

令和８年１０月２０日（火）　１４時５０分

３　開催場所

青森市教育研修センター　４階　第２研修室

４　出席者

・教育長	工藤	裕司
・教育長職務代理者	土岐	志麻
・委員	松浦	淳
・委員	川村	仁

５　事務局出席者

・教育部長	泉	宏明
・理事	角田	毅
・教育次長	後藤	孝範
・教育次長	小山	信哉
・総務課長	嘉瀬	慎一
・総務課教育企画推進室長	葛西	孝徳
・文化学習活動推進課長	東條	英哲
・文化遺産課長	児玉	大成
・学務課長	大友	啓文
・指導課長	築舘	雅樹

６　会議に付議された案件

（１）議案

議案第３７号　臨時に代理し処理した事項の承認について　（総務課）

議案第３８号　学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための基本方針（案）について　（総務課）

議案第３９号　青森市社会教育委員の委嘱について　（文化学習活動推進課）

議案第４０号　青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について　（学務課）

（２）報告

①寄附採納について　（総務課）

②冬期間における通学路等の安全確保について　（学務課）

③学校におけるフッ化物洗口支援事業の実施状況等について　（学務課）

７　会議録署名委員

・土　岐　　志　麻
・松　浦　　淳

８　会議の大要

１４時００分に教育長が開会を宣言する。会期を１日とし、会議録署名委員を前項７のとおり指名する。

全案件について、全委員異議なく原案のとおり決定し、１４時５０分に閉会した。

９　会議の状況

（１）議案

○工藤教育長

本日の審議案件は４件です。

議案第３８号「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための基本方針（案）について」は、本方針の策定に向けてともに協議を重ねてまいりました青森市小・中学校長会、青森市ＰＴＡ連合会の皆様にも御同席いただくため、本日の会議の最後に取り扱うこととしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

御異議がないようですので、議案第３８号につきましては、報告案件等の後に審議することといたします。

では、議案第３７号「臨時に代理し処理した事項の承認について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長

このたび、令和９年４月に開校する公立夜間中学「青森市立青嶺のぞみ中学校」の校歌が完成いたしました。

制作は青森市出身の音楽アーティストである「SING　LIKE　TALKING」の佐藤竹善氏が作曲、藤田千章氏が作詞を担当し、お二人からは、「ふと口ずさんでもらえる親しみを感じるものになってくれたら」、「ひとりひとりの心の中に残っていく歌になったら」とのメッセージをいただきました。

それでは、本日は市内中学校教員による歌と伴奏で１番から３番までフルコーラスでお聴きください。

～　青嶺のぞみ中学校校歌の披露　～

なお、資料右下の二次元コードを読み取りますと、先ほどの校歌をお聴きいただくことが可能です。

校歌につきましては、緊急に処理する必要が生じましたが、会議を招集するいとまがなかったことから、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第５条第１項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第２項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。

～　なし　～

それでは、議案第３７号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
～　異議なし　～

御異議がないようですので、議案第３７号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長
次に、議案第３９号「青森市社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長
社会教育委員につきましては、令和６年第１０回教育委員会定例会で御議決を賜り、現在１０名の方々に委員として御就任いただいておりますが、本年１１月２０日をもって現任期が満了となりますことから、次期委員の委嘱について御提案するものです。
議案と併せて附属資料を御覧ください。
「１　委員候補者」についてですが、委員のうち８名を学校教育や社会教育の関係団体等からの団体推薦とし、２名を公募としております。
候補者１０名の区分といたしましては、
学校教育の関係者が２名
社会教育の関係者が６名、うち公募が２名
家庭教育の向上に資する活動を行う者が１名
学識経験のある者が１名
となっております。
なお、新任・再任の別といたしましては、新任となる方が５名、再任となる方が５名となっております。
「２　任期」につきましては、令和８年１１月２１日から令和１０年１１月２０日までの２年間となっております。

○工藤教育長
ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。
～　なし　～
それでは、議案第３９号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
～　異議なし　～

御異議がないようですので、議案第３９号につきましては原案のとおり決定することとします。

○工藤教育長
次に、議案第４０号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長
はじめに、「附属資料１」の１、提案理由を御覧ください。
令和８年第３回市議会定例会において、青森市立橋本小学校の通学区域再編に伴う、令和８年度末の橋本小学校の廃止に係る「青森市立小学校条例の一部を改正する条例」について御議決をいただいたことから、当該小学校における通学区域の変更等のため、所要の改正を行うものであります。

２の改正内容を御覧ください。
改正内容といたしましては、「附属資料２」の新旧対照表にありますとおり、本規則別表の「１小学校」の表中、６番の橋本小学校を削除し、６番の橋本小学校の学区を４番の堤小学校及び７番の浦町小学校の学区に加えるものであります。
また、３に記載のとおり、施行期日は令和９年４月１日としております。
なお、通学区域再編に係る橋本小学校閉校記念式典につきましては、令和８年１１月７日に実施を予定しております。
事務局といたしましては、できる限り保護者や地域の皆様の御意向に沿った支援を行えるよう、令和９年４月の再編に向け、引き続き支援策を実施してまいります。

○工藤教育長
ただいまの事務局の説明に、御意見・御質問等はありませんか。
～　なし　～
それでは、議案第４０号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
～　異議なし　～

御異議がないようですので、議案第４０号につきましては原案のとおり決定することとします。

（２）報告
○工藤教育長
本日の報告案件は３件です。
報告１「寄附採納について」、事務局から説明をお願いします。

○嘉瀬総務課長
令和８年９月に各校から報告がありました寄附採納について、御報告申し上げます。
お手元の「寄附採納一覧（令和８年９月１日～９月３０日）」を御覧ください。
はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、№１の佃小学校に対し、「青森市立佃小学校　創立七十周年記念実行委員会」様から、体育館ステージ舞台幕の寄贈申出があり受領いたしました。
このほか、２校に対し児童図書や電子ミシンの寄贈申出があり受領いたしました。
次に、中学校における寄附採納といたしまして、№１の戸山中学校に対し、「青森市立戸山中学校　父母と教師の会」様から、暖房機器等の寄贈申出があり受領いたしました。
このほか、同じく戸山中学校に対し折りたたみイスの寄贈申出があり受領いたしました。
次に、小・中学校における寄附採納といたしまして、№１の「特定非営利活動法人 なんぶねっと」様から市内全小・中学校に対し、図書一式の寄贈申出があり受領いたしました。
最後に、文化学習活動推進課における寄附採納といたしまして、№１の小柳小学校に対し、「青森市卓球協会 地域クラブ支援委員会」様から、卓球ネットの寄贈申出があり受領いたしました。
詳細につきましては、資料記載のとおりであります。
このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○工藤教育長
報告２「冬期間における通学路等の安全確保について」、事務局から説明をお願いします。

○大友学務課長
　１の「概要」についてですが、記載のとおり、平成２７年３月に策定し、令和３年４月に改訂しました「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、青森市通学路安全推進会議における協議を踏まえ、国・県・市等の関係機関と連携し、除排雪スケジュールを共有しながら、冬期間における通学路等の安全確保に努めております。
　２の「令和８年度の積雪期の対応について」についてですが、（１）の「通学路の除雪計画の作成」に記載のとおり、本年９月２９日に開催いたしました青森市通学路安全推進会議におきまして、豪雪等への対応を想定した各学校からの要望箇所に基づき、除雪計画を作成したところであり、本年度、道路管理者が計画に基づき行う除雪箇所は、昨年度同時期の３４６か所から３６５か所となっております。
　次に、（２）の「積雪期における通学路の除雪」についてですが、各学校では、通学路の点検を実施し、除雪されていない箇所等について、教育委員会及び道路管理者に除雪要望緊急連絡票を提出し、道路管理者では、要望及び積雪の状況に応じて随時除雪を実施することとしております。また、教育委員会では、道路管理者と情報を共有し、除雪状況を学校へ通知するとともに、通学路の点検や除雪など安全確保について指導しているところであります。
　次に、（３）の「除雪協力会やＰＴＡによる除雪活動」についてですが、冬季休業明けに向け、各学校では、除雪協力会やＰＴＡによる除雪活動及び登校指導が実施され、教育委員会では、除雪作業の効率化を図るため、道路管理者に対し、事前にＰＴＡ等による除雪計画を伝達することとしております。
　最後に、（４）の「豪雪災害対策本部設置の場合」については、通学路の確保のため、都市整備部と連携の下、現場写真等を用いて情報を共有し、速やかな除排雪作業につなげるとともに、学校が所持している除雪機を活用した除雪作業を実施することで、通学路の安全確保に努めることとしております。
　事務局では、本年度も「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、国・県・市等の関係機関と連携し、積雪期における通学路の安全確保に努めてまいります。

○工藤教育長
　報告３「学校におけるフッ化物洗口支援事業の実施状況等について」、事務局から説明をお願いします。

○大友学務課長
　まず、１のフッ化物洗口支援事業の実施状況につきまして御報告いたします。
　（１）の事業概要につきまして、本事業は、市立小・中学校の児童生徒のむし歯予防および健康意識の向上を図るため、小学校１年生から中学校３年生までの児童生徒を対象に、学校における集団フッ化物洗口を令和６年１０月から公費負担にて実施しているものです。
　実施方法につきましては、希釈不要の溶液タイプ洗口液を用いて週１回実施しており、令和８年度は年間４０回程度を予定しております。
　次に、（２）の実施状況につきましては、令和６年１０月の事業開始当初は全体で８１．９パーセントでした実施率が、令和８年度には全体で９０．１パーセントとなっております。

事業の定着に伴い、特に中学校において開始当初の６６．８パーセントから８５．０パーセントへと大きく伸びており、全体で９割を超える児童生徒が実施する状況となっております。

また、実施場所や時間につきましては、小学校では、各教室にて、主に朝の会などの時間を活用して実施しており、中学校では、登校時の玄関ホールや各教室など、学校ごとに柔軟な運用が行われているところです。

なお、現場の養護教諭からは「準備や実施がスムーズに行われ、児童生徒の日常的な習慣として定着してきている」といった声や、保護者からは「学校で取り組んでいただくことで、家庭でのむし歯予防にもつながっている」といった感想をいただいております。

成果と課題につきましては、フッ化物洗口による成果はすぐに現れるものではなく、一定の期間が必要となることから、今後も継続して事業に取り組むことが重要であると考えております。

今後は、学校で毎年実施しております定期歯科健康診断の結果などを活用し、青森市歯科医師会の助言をいただきながら、その成果等について検証を行うとともに、一人でも多くの児童生徒が取り組めるよう、さらなる啓発と参加促進に努めてまいります。

併せまして、２の令和８年度 東青地区歯・口の健康児童審査会につきまして御報告いたします。

去る９月１２日（土）に青森市立堤小学校において、青森市歯科医師会主催のもと、本審査会が開催され、本市ならびに東郡の小学校から、昨年度より多い１２４名の児童が参加しました。

今後におきましても、こうした啓発事業やフッ化物洗口を活用しながら、子どもたちの歯と口の健康に対する意識を高められるよう、学校における健康教育の更なる充実に努めてまいります。

最後に、３の「子どもの健やかな成長と笑顔を支えるための家庭教育」につきまして御報告いたします。

６月号におきまして「家庭で育てる健康な歯」をテーマに、丁寧な歯磨きやよく噛む食事の習慣など、家庭での協力や取り組みについて取り上げております。

資料２として添付しておりますので、参考まで後ほど御覧いただければと存じます。

○土岐教育長職務代理者

青森はう蝕が多い地域と言われている中、学校生活の中で予防できるというのは素晴らしい取組だと思います。これは継続することで成果が出てくるものですので、今後も継続していただきたいと思います。また、中学生の実施率が８５パーセントまで上がったのは素晴らしいことだと思います。今後、実施率を上げていくための参考として、とある洗口液メーカーの調査では、中学生が気にしていることの中に、口臭というのがナンバーワンで出てきます。フッ化物洗口によってお口の中をきれいにすることで、口臭も予防できるということもアナウンスしてあげると中学生の実施率も上がってくるのではないかと思います。

（３）その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に委員の皆様から何かありませんか。

～　なし　～

事務局から何かありませんか。

○児玉文化遺産課長
令和８年１１月３日（火・祝）１０時から１５時、あおもり北のまほろば歴史館にて、「こども民俗フェス」を開催します。イベントの内容としまして、津軽手踊りの披露、津軽三味線の演奏及び体験、こぎん刺し・津軽塗・こけしの絵付けなどの体験などがございます。また、同じ場所・時間で青森市ＰＴＡ連合会で主催する研究大会が行われる予定となっております。

（４）議案
○工藤教育長
それでは、会議冒頭で本日最後に審議することとしました議案第３８号に移らせていただきます。議事に入ります前に、小学校長会、中学校長会、青森市ＰＴＡ連合会から関係者をお招きしておりますので、御案内、御着席までしばらくお待ちください。

～ 小・中学校長会、青森市ＰＴＡ連合会、入室 ～

青森市ＰＴＡ連合会から木津谷会長、小学校長会から柴田副会長、中学校長会から黒丸会長にお越しいただきました。本日はよろしくお願いいたします。
それでは、議案第３８号「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のための基本方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。

○泉教育部長
本年１０月の労働施策総合推進法の改正により、１０月１日から「カスタマーハラスメント」の防止措置が、学校設置者を含む全ての事業主の義務となりました。
本方針（案）は、同法に基づき「『夢や志をもち未来を拓く児童生徒の育成』は教職員の『元気』から。」の理念のもと、いわゆる「カスタマーハラスメント」対策の基本ルールを定めるものです。
青森市教育委員会では、本日同席いただいている小・中学校長会、そして青森市ＰＴＡ連合会の皆様と課題意識を共有し、これら「三者の総意」として策定作業を進めてまいりました。
本日は、配付した「附属資料１」に基づき、基本方針（案）の概要について御説明いたします。
１ページを御覧ください。「１　策定の経緯」についてです。
近年、社会の変化に伴い、教職員に求められる対応の高度化・多様化が進む中、教職員一人一人の業務負担が増大しています。また、一部の保護者等からの社会通念上許容される範囲を超えた言動など、学校だけでは対応が困難なケースも見られるようになっており、教育活動への支障を防ぐためにも、学校設置者や関係機関が連携し、組織的に対応していくことが求められています。
このような中、冒頭にも申し上げましたとおり、本年１０月の法改正により、学校現場におけるカスハラ防止措置が義務化され、今般、文科省からその対策をまとめたガイドラインが示されました。
学校と保護者・地域住民等は、決して「サービス提供者と顧客」ではなく、共に子どもを育む重要な「パートナー」です。正当な御意見は大切にする一方で、本市の重要課題である「教職員の働き方改革」を推進するため、教育活動を妨げる過度な要求には「三者の総意」のもと組織として毅然と対応します。

２ページを御覧ください。「２ 社会通念上許容される範囲を超えた言動」についてです。
何が「カスハラ」に当たるのか、文科省ガイドラインに準拠した９つの行為を記載しています。
例えば、
○理由のない又は無関係な要求として「私生活への介入」
○威圧的な言動として「大声での教職員や周囲への威嚇」
○継続的、執拗な言動として「度重なる電話や同じ質問の繰り返し」
○拘束的な言動として「長時間の居座りや不退去による業務妨害、頻繁かつ長時間の電話拘束」など、社会通念上許容される範囲を超えた言動について、学校現場における共通の判断基準といたします。
３ページを御覧ください。「３ 策定スケジュール」についてです。
教育委員会では、１０月２日の臨時校長ＷＥＢ会議での協力依頼を経て、同日２日から１３日まで、市内の全ての教職員１，４００人余りを対象に、オンラインにより「カスタマーハラスメントに関するアンケート調査」を実施いたしました。
その後、１３日には小・中学校長会及び市ＰＴＡ連合会との意見交換会を開催し、両会から本方針への御賛同をいただきました。
その際、校長会からは「地域住民への周知」、「具体例や相談窓口の明記」や「カスハラ未然防止の重要性」について、市ＰＴＡ連合会からは「抑止力を高めるためのルールの周知」や「子どもを中心に考えてほしい」、「悩みを抱える保護者が相談できるようにしてほしい」といった御意見をいただいております。
これを受けまして、まず基本方針におきましては、９つのカスハラ行為の具体例をより分かりやすく充実させるとともに、対策方針の中に「保護者が抱える課題や児童生徒の障害特性、家庭・地域の学校への期待感に対する理解を深めるための取組」を新たに明記いたしました。
あわせて、本方針がまさに子どもを中心とした目的であることを踏まえ、その趣旨がより明確に伝わるよう、本日「参考資料」として配付しております啓発ポスターには「子どもの健やかな成長と笑顔を支えるため」との文言を追加するとともに、下部には子どもの相談を受け付ける「フレンドリーダイヤル」等の電話相談窓口を記載いたしました。
本日は、こうした関係者の皆様からの貴重な御意見を今後の啓発活動等にしっかりと反映させつつ、三者の総意として取りまとめた基本方針（案）について、御審議いただくものでございます。
なお、御議決をいただいた後の、具体的な周知・啓発につきましては、下段の枠内に記載のとおり、
○各小・中学校に対しては、基本方針と現在作成中の「対策マニュアル」を配備し、保護者や地域の方向けの啓発ポスターを校内に掲示するほか、教職員を対象とした研修会を実施します。
○次に、保護者の皆様に対しては、マチコミにより、啓発ポスターと同様の啓発チラシを配信します。
○さらに、地域の皆様に対しては、「青森市コミュニティ・スクール連絡協議会」等にて概要を説明するほか、「学校だより」等と併せて地域の町会に回覧し、周知を図ってまいります。
４ページを御覧ください。「４ カスハラに関するアンケート調査結果」についてです。
本アンケートでは、１，１３２人の教職員から回答をいただきました。その結果、３８パーセントがカスハラを受けた経験があり、そのうち９６パーセントが「対応を負担と感じている」と回答しております。
また、「誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまった」と回答した教職員が一定数存在することや、１回当たりの対応が３時間以上に及ぶケースなどもあり、教職員が本来子どもたちと向き合うべき時間が、これらの対応に奪われている実態、さらには、学校単独では解決が困難な悪質

事案が発生している状況などが明らかになりました。
　このほか、下段の枠内に記載のとおり、本方針の周知・啓発、対策マニュアルの策定や相談窓口の設置、通話録音機能付き電話の導入といった教育委員会が主体となって実施する取組によって、７５パーセントの教職員が「自身の業務負担が軽減される」と回答しております。
　５ページと６ページは「基本方針の概要」となります。５ページは、これまで説明した内容と重複しますので、次の６ページを御覧ください。
　「３　カスタマーハラスメントへの対応方針」に記載のとおり、アンケート結果を踏まえ、学校が講じる措置として、
〇管理職を中心とした組織的な対応
〇相手に断りを入れた上での録音
〇対応が困難な場合の教育委員会との連携
〇十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合における、一定時間経過後の退室要請や電話対応の打ち切り
〇犯罪に該当し得る言動に対する警察への通報
〇法的な検討が必要な場合におけるスクールロイヤーへの相談
などを基本ルールとしてまいります。
　併せて、「４　カスタマーハラスメントへの対策方針」に記載のとおり、教育委員会が講じる措置として、
〇本方針の周知・啓発
〇相談窓口の整備
〇対策マニュアルの策定及び研修の充実
〇外部機関と連携した支援体制の充実
〇相談者のプライバシー保護と不利益取扱いの禁止
などを講じてまいります。さらに、先ほど申し上げました、
〇保護者や児童生徒への理解を深めるための取組に努めるほか、
〇学校に物品・サービスを提供する事業者に対する言動についても注意を払うこととしております。
　最後に７ページを御覧ください。
　「６　まとめ」となりますが、ただいま御説明した内容を４つのポイントとしてまとめております。
　本方針の目的は、カスハラから教職員を守り、本来の使命である、子どもたちへの指導に専念できる環境を確保することにあります。
　事務局といたしましては、この基本方針を、教育委員会と小・中学校長会、青森市ＰＴＡ連合会の「三者の総意」として策定し、今後も三者が協力して、対応していくことが重要であると考えております。

〇工藤教育長
　ここで、本方針の策定に向け、ともに協議を重ねてまいりました関係団体の皆様からも、一言ずつ御所感等をいただきたいと思います。
　はじめに、小学校長会の柴田副会長、お願いします。

〇柴田副会長
　教職員が安心して業務に専念できるよう配慮された内容であり、大変ありがたく、賛成いたします。

教職員が安心して業務に専念できる環境は、子どもたちが安心して学校生活を送ることにもつながると考えますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

○工藤教育長
次に、中学校長会の黒丸会長、お願いします。

○黒丸会長
学校と保護者は、子どもたちを健全に育てていくパートナーであるべきであり、共に協力し合っていくことが大切だと考えております。
一部で度を超えた要求等があり、本来パートナーであるはずの両者の関係が損なわれてしまうと、最終的に不利益を被るのは子どもたちです。
その意味でも、不当要求の発生を防ぎ、未然防止を図る本方針（案）は非常に意義深いものと捉えております。本案に全面的に賛成いたしますので、よろしくお願いいたします。

○工藤教育長
次に、青森市ＰＴＡ連合会の木津谷会長、お願いします。

○木津谷会長
今回の基本方針（案）につきましては、市ＰＴＡ連合会としても全面的に賛同いたします。
子どもたちの健やかな成長と笑顔のためには、学校と保護者が地域も含めて協力していくことが不可欠だと考えております。
もちろん子どもたちのために保護者の声を聴くことは非常に重要であり、過剰な要求や威圧的な言動を除いた正当なご意見については、しっかりと学校へ伝えながら、地域や教育委員会と連携して子どもたちを支えてまいりたいと考えます。
市ＰＴＡ連合会といたしましても、これまで以上に連携を深めてまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○工藤教育長
皆様、ありがとうございました。
それでは質疑に入りますが、本日欠席の天内委員及び齋藤委員から事前に御意見・御質問等が寄せられておりますので、まずは事務局から、質問内容と回答を併せて説明願います。

○泉教育部長
初めに天内委員からです。
教職員の皆さんの心身の健康と教育環境を守るため、この時期にこうした基本方針を打ち出すことには大いに賛同いたします。
青森市では、すでに市全体の「カスタマーハラスメント対策基本方針」が策定されていると承知しておりますが、今回、教育委員会として独自にこの基本方針を策定することとした理由と、市の基本方針との違いについて、改めてお伺いします。
といった御意見をいただいております。
事務局としましては、市の行政窓口における業務は、窓口にお越しになった市民の皆様に対する手続が中心となりますが、学校現場におきましては、入学から卒業まで続く「継続的な関係」が前提となり、対象者との関係性が根本的に異なります。
こうした教育現場の実態に即した独自の基準と決意を示すため、今回独自に策定することとい

たしました。
　市の基本方針との具体的な違いは３点ございます。
　１点目は「対象との関係性」であり、学校は保護者等を単なる行政サービスの相手方ではなく、共に子どもを育てる「パートナー」と位置付けている点です。
　２点目は「策定の体制」であり、行政の単独策定ではなく、小・中学校長会及び市ＰＴＡ連合会と合意形成を図っている点です。
　３点目は「守るべき目的」であり、教職員個人の保護にとどまらず、教職員を守ることが直接「児童生徒の学習時間や安全を守ること」に直結するという点でございます。

　次に、齋藤委員からです。
　今回の基本方針は、教育委員会と校長会だけでなく、保護者の代表である青森市ＰＴＡ連合会を含めた「三者の総意」として策定する点が非常に大きな特徴であり、大変素晴らしい取組だと思います。
　そこで、あえて市ＰＴＡ連合会を含めた「三者の総意」とした理由と、その意義について改めてお伺いします。
といった御質問をいただいております。
　事務局では、本方針は保護者対応等に関するルールであるからこそ、保護者の代表組織との合意形成が極めて重要であると考えております。
　行政や学校側から一方的にルールを押し付けるのではなく、大多数の良識ある保護者の皆様と課題意識を共有し、しっかりとスクラムを組むことで、「過度で理不尽な言動は、保護者全体の総意からも外れている」という強いメッセージとなり、未然防止や抑止力につながるものと考えております。
　先般１０月１３日に開催した意見交換会におきましても、市ＰＴＡ連合会の皆様から本方針への御賛同をいただくとともに、子どもや保護者の目線に立った貴重な御意見をいただきました。これを受け、基本方針には「保護者が抱える課題や児童生徒の障害特性等への理解を深める取組」や「カスハラ行為の、より具体的な例示」を追加したほか、啓発チラシへの表現の追加や相談窓口の明記など、早速反映させたところでございます。

○工藤教育長
　委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。では、土岐委員からお願いいたします。

○土岐教育長職務代理者
　資料４ページのアンケート結果を拝見しますと、教職員の３８パーセントがカスハラを経験し、さらには「誰にも相談できず一人で抱え込んでしまった」という教職員が一定数存在するなど、大変胸が痛む結果となっております。こうした深刻な実態を見ますと、現場の先生方を守るために本方針を策定することには全く異論はなく、強く賛同するものです。その上で、事務局としてこのアンケート結果を率直にどう受け止めているのか教えてください。
　それともうひとつ、資料６ページのカスタマーハラスメントへの対応方針の中で、「相手に断りを入れた上で録音」とありますが、威圧的な態度は録音では分かりにくいところもあると思いますので、「録画」という方法も検討いただければと思います。

○泉教育部長
　本方針の策定につきまして、力強い御賛同をいただきありがとうございます。アンケートでは、相当数の教職員がカスハラを経験していることが明らかとなっております。また、誰にも相談で

きず一人で抱え込んでいる教職員の存在は、決して看過できないものと重く受け止めております。
　もはや教職員個人の対応力や忍耐に委ねる限界を超えており、教育委員会が主体となって明確なルールを示し、個人の負担から「組織全体での対応」へと仕組みを転換していくことが急務であると認識しております。
　また、多くの教職員が「子どもたちと向き合う時間の確保や教育の質の向上」を意識している一方で、突発的なカスハラ対応に時間を奪われている実態がございます。カスハラ対策はまさに働き方改革を進めるための要であり、これにより生み出された時間を「授業準備の充実」や「児童生徒への個別指導」に充てられるよう、しっかりと後押ししてまいります。
　録画につきましては、現状「録音」と記載しておりますが、「録音等」という文言に修正したいと考えております。

○工藤教育長
　それでは、松浦委員お願いいたします。

○松浦委員
　私も、教職員の皆さんが元気に子どもたちと向き合える環境をつくるため、この基本方針の策定に大いに賛同いたします。
　一方で、方針を定めるだけでなく、学校現場の先生が実際に迷わず動けるかどうかが重要だと思います。今後、各小・中学校へ配備するという「対策マニュアル」には、現場を守るためにどのような具体的な内容を盛り込む予定なのかお伺いします。

○泉教育部長
　現在作成中の対策マニュアルにおきましては、長時間拘束の実態や対応ルールを求める現場の要望を踏まえ、面談や電話の「対応時間の上限」といった具体的な基準を盛り込む予定としております。
　さらに、現場の教職員が迷わず確実に対応できるよう、文科省ガイドラインに準拠した９つのカスハラ類型ごとに「具体的な事案例」と、実際にそのまま使える「対応フレーズ」を明記いたします。
　加えて、学校単独での解決が困難な事案や法的な対応に迷う事案が発生した際に、教育委員会やスクールロイヤー等へ迅速に相談・連携できる「対応フロー図」と「対応記録票」の様式を定め、実効性のあるマニュアルとして各校へ配備いたします。

○工藤教育長
　それでは、川村委員お願いいたします。

○川村委員
　私も本方針の趣旨に全面的に賛同しており、具体的な対応時間の目安や打ち切りのルールができることは、現場にとって大変心強いと感じます。
　その上で、本方針が保護者等にも正しく理解され、円滑に定着することを願って確認しますが、「学校側の不手際に対する意見までカスハラと決めつけられるのではないか」、あるいは「時間の上限ができることで、いじめや不登校など複雑で深刻な相談まで途中で機械的に打ち切られてしまうのではないか」といった不安が生じることも懸念されます。この点について、学校現場ではどのように運用していくのかお伺いします。

○泉教育部長
　まず、「要望の内容そのもの」と「要求手段の異常性」は明確に区別して対応いたします。学校側の非や至らない点に関する御指摘、正当な御意見・御要望につきましては、決して拒絶することなく、基本方針にも掲げたとおり、保護者が抱える課題や学校への期待感に対する理解に努めながら、これまでどおり真摯に耳を傾け、丁寧に対応してまいります。
　本方針が対象とするのは、「大声で怒鳴る」「長時間居座る」といった社会通念上許容される範囲を超えた言動でございます。
　また、電話や面談の上限時間につきましても、あくまで「目安」であり、複雑で深刻な御相談を機械的に途中で打ち切るものでは決してございません。継続的な支援が必要な事案につきましては、事前に日時をお約束した上で、複数回に分けて面談を行うなど、丁寧に対応してまいります。
　あくまで、十分な説明を行った上で、なお同じ主張や要求が延々と繰り返されるような不当な長時間拘束を防ぐためのルールであり、保護者の皆様が安心して相談できる環境を守りつつ、三者で協力しながら適切な運用に努めてまいります。

○工藤教育長
　委員の皆様から御意見等をお伺いしましたが、青森市ＰＴＡ連合会、小・中学校長会からほかに、御意見等はありませんか。
　～　なし　～
　それでは、議案第３８号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
　～　異議なし　～

　御異議がないようですので、議案第３８号につきましては、原案のとおり決定することといたします。
　お忙しい中、御出席いただきました、小・中学校長会、青森市ＰＴＡ連合会の皆様ありがとうございました。

（５）閉会
○工藤教育長
　本日の案件は全て終了しました。以上をもちまして、令和８年第１０回青森市教育委員会定例会を終了します。

令和８年１０月２０日開催の第１０回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和８年１０月２２日

書　　記　　成　田　　潤一郎

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和８年１０月２２日

署名委員　　土　岐　　志　麻

署名委員　　松　浦　　淳